

福島区学校選択制 Q&A

●学校選択について

Q	どの学校を選択してもよいのでしょうか	A	中学校は区内の3中学校から選択が可能です (P4 参照)。小学校の選択の範囲は、お住まいの中学校区内の小学校から選択が可能です (P5 参照)。
Q	希望の学校に必ず入学できますか	A	お住まいの通学区の学校を希望する場合は必ず入学できますが、通学区外の学校を希望する場合は、入学を保証するものではありません。受入可能人数の範囲内で入学することが可能です。

●通学の安全確保について

Q	通学区外の学校を選択する場合、通学路の安全確保についてはどうなりますか。別の通学区から登校する場合、一人で行くことになりますか	A	通学の安全確保については、通学区内外を問わず保護者の責任となっています。特に小学生については選択にあたって通学路を事前に確認するなど、通学の安全について十分考慮してください。なお、通学路や集団登校について不明な点があれば、学校選択する前に学校と相談してください。
Q	公共交通機関等を利用して通学することは可能ですか	A	徒歩が原則で、公共交通機関の利用は不可です。自転車の利用も不可です。通学の安全確保は保護者責任となりますので、通学の負担や安全性を十分考慮し選択してください。なお、徒歩通学が困難な場合は、学校にご相談ください。

●希望調査票について

Q	通学区の学校を希望していますが、希望調査票を必ず提出しないといけませんか	A	対象の方全員に希望調査票の提出をお願いしています。通学区の学校を希望している方は、希望調査票の「1 通学区の学校へ就学を希望する」に○をつけて提出してください。
Q	希望調査票の提出期限を過ぎてしまったらどうなりますか	A	通学区の学校を選択したものとみなします。

●抽選について

Q	希望する学校が抽選になった場合、抽選会に出席しなければならないのですか	A	公開抽選会には必ずしも出席していただく必要はありません。また、公開抽選会への出席の有無が抽選結果に影響することはありません。
Q	抽選の結果を教えてください	A	福島区ホームページに抽選結果を公表します。 ホームページ公開日 令和7年12月8日(月)
Q	抽選に漏れたらどうなりますか	A	第2希望での受入が可能な場合は、第2希望の学校を入学先として決定します(例:第1希望校の抽選に漏れたが、第2希望校で受入人数に余裕があった場合、第2希望の学校への就学が決定します)。 第2希望での受入もない場合は、第1希望校の補欠リストに登録され、繰り上げ当選しなかった場合、通学区の学校が就学指定校となります。 【注意】第2希望での受入が可能な場合は、第2希望の学校を入学先として決定し、第1希望校の補欠リストには登録されません。希望校が第1希望の学校の場合は、第2希望の学校は記入しないで空欄のままにしてください。
Q	当選を辞退することは可能ですか	A	抽選で当選し、就学する学校が決定した後に、当選を辞退し、通学区の市立学校に入学することはできません。

●希望校の変更について

Q	希望校の変更は可能ですか	A	希望調査票の提出後、希望変更受付期間(11月14日(金)～20日(木))内で変更できますが、それ以降は希望校を変更することはできません。
Q	就学通知書が届いた後に通学区の学校に変更は可能ですか	A	不可です。就学通知書により指定校が決定した後は、特段の理由がない場合は、就学通知書に記載の学校に入学していただきます。

●きょうだい関係

Q	きょうだい学校選択制により通学区外の学校を選択した場合、弟・妹も必ず同じ学校に入学できますか	A	お住まいの通学区以外の学校を希望する方のうち、既にきょうだい学校選択制により通学している学校を希望する場合は優先となります。ただし、あくまで受入可能人数の範囲内での優先であり、兄または姉が通学していることを理由に、必ず就学できるものではありません。
Q	学校選択で「きょうだい」が優先されるとはどういうことですか	A	通学区外の学校にきょうだい学校選択制により在学し、その弟や妹が同じ学校を希望する場合(以下「きょうだい優先の方」といいます。)は次のように優先されます。 ①通学区外の学校を選択した方の人数が受入可能人数の範囲内の場合は入学できます。 ②通学区外の学校を選択した方の人数が受入可能人数の範囲を超え、抽選となる場合、まず「きょうだい優先の方」のみで抽選し順位付けを行い、その後「きょうだい優先の方」以外の方で抽選を行います。
Q	学校選択制で双子の場合はどうなりますか	A	双子(三つ子・四つ子等を含む)の方が同一の学校に入学を希望する場合は、希望調査時の申請により1組として取扱います(別々の希望をしない限り双子で別の学校に入学することはありません)。

●就学時健康診断について

Q	お知らせが届いたが、その日に行けない場合はどうしたらいいですか	A	保護者から、お知らせを送付した小学校(校区の小学校)に、欠席の連絡をしてください。なお、欠席した場合は就学予定校にて健康相談を行います。就学予定校が決まりましたら、就学予定校にご相談ください。
---	---------------------------------	---	--

●転居を伴う手続きについて

Q	入学前に区内で引越しをしますが、学校選択はどうなりますか	A	転居により通学区が変更になる方で、引越し後も希望した学校を選択できる範囲(選択できる範囲はP4・5参照)に転居される場合は、希望調査票に希望校をご記入のうえ提出してください。転居により選択できる範囲外に転居される場合は、転居後の住民票を異動された際に、再度選択できる場合もありますので、区役所窓口サービス課にご相談ください。
Q	入学前に区外に転居しますが、学校選択はどうなりますか	A	転居が決定している方は、転居先の市区町村(就学担当)へご相談のうえ手続きをしてください。
Q	入学後に区内で引越しをしますが、選択した学校に通学し続けることはできますか	A	引越し後も選択した学校を選択できる範囲(選択できる範囲はP4・5参照)に転居した場合は引き続き通学することができます。選択できない範囲に転居した場合は「指定校変更・区域外就学」の許可基準に該当すれば認められる場合があります。詳しくは区役所窓口サービス課までお問い合わせください。
Q	変更受付期間終了後に引越しした場合学校選択できるのですか	A	引越し時期や引越し先により異なりますので必ずお問い合わせください。

●国立・私立の受験を考えている方へ

Q	国立・私立中学校を受験しますが、希望調査票の提出は必要ですか	A	国立・私立中学校への進学を希望する方も、受験予定に「○」をし、希望調査票を提出してください。提出されない場合は通学区の学校を選択したものとみなします。
Q	国立・私立に合格し入学が決定した場合には手続きは必要ですか	A	届出が必要です。国立・私立学校から発行される「入学許可証」を区役所窓口サービス課まで持参してください。

●特別支援学級への進学

Q	通学区の特別支援学級に入学希望の場合の手続きを教えてください	A	進学に関する相談等については、各学校で行っておりますので、早めに連絡してください。希望調査票には、「◆学校選択制希望」の「1 通学区の学校へ就学を希望する」と、「◆確認事項」の該当項目に○をつけてください。
Q	通学区外の学校の特別支援学級に入学希望の場合の手続きを教えてください	A	事前相談については、P38・39をご覧ください。希望調査票には、「◆学校選択制希望」の「2 1以外の選択可能な…」に○を付け、希望校学校名をご記入のうえ、「◆確認事項」の該当項目に○をつけてください。学校によっては抽選になることがあります。